

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、お客様、従業員をはじめとするステークホルダーに対する満足度の高い経営の実現に向けて、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体質の確立を目指しています。そのため、コーポレート・ガバナンスを整備・拡充することを経営上の重要な課題のひとつに掲げ、「T & K TOKA コーポレート・ガバナンス基本方針」に基づいた取り組みを推進しております。

(コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)

1. 当社は、常に最良のコーポレート・ガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。
2. 当社は、株主をはじめとするステークホルダーの満足度を更に高めることを経営の基本におき、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体質の確立を目指しており、次の基本的な考え方に沿って、グループ全体でコーポレート・ガバナンスを強化し、経営の効率性と公正性・透明性の維持・向上に努めます。
 - (1) 株主の権利を尊重し、平等性の確保に努める。
 - (2) 株主をはじめとする当社のステークホルダーとの良好・円滑な関係の構築に努める。
 - (3) 会社情報を適切かつ公正に開示し、透明性の確保に努める。
 - (4) 取締役会および監査等委員会が経営監視監督機能を十分に果たせるよう、それぞれの役割・責務を明確化する。
 - (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努める。

なお、「T & K TOKA コーポレート・ガバナンス基本方針」は、当社のウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

https://www.tk-toka.co.jp/corp/csr/governance/corp_governance.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則3 - 1】

当社はサステナビリティに係る課題を重視しています。2001年には環境方針を定め、それ以降、資源・エネルギーの有効利用、温室効果ガスの削減、環境負荷物質の管理・低減、廃棄物の減量・再資源化、継続的な環境改善及び汚染予防に取り組み、原料から廃棄に至る製品のライフサイクルを通じて環境に配慮した製品の開発を行ってきました。また、経営の基本方針の一つは「事業活動を通じて社会課題を解決する」であり、2011年に制定した企業行動憲章においても「イノベーションを通じて社会に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る」「環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として主体的に行動する」ことを宣言し、これらの取り組みの結果については毎年、環境報告書として公表しています。

当社は気候変動に係るリスク及び機会が自社の事業活動や収益等に与える影響についてのTCFDの枠組みに基づく開示の準備を進めており、2022年度中に開示を行う予定です。

【補充原則4 - 1】

取締役会では、現在、指名委員会において最高経営責任者等の後継者の育成計画の検討を行っており、2022年度に策定し、2023年度より運用を開始する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、取引先との関係の維持・強化等の事業上の必要性を勘案し、保有に当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する合理性があると認める場合に限り、上場株式を保有します。これらについては、毎年、事業部門・経営会議・取締役会において、銘柄毎に保有目的への適合度や経済合理性等を評価項目として保有継続の合理性を検証し、必要な見直しを行っています。その結果、2022年3月末時点での保有銘柄数は21銘柄(2021年3月末比1銘柄減)、貸借対照表価額は1,960百万円(2021年3月末比292百万円減)となりました。

政策保有株式の議決権については、発行会社の適切なコーポレートガバナンス体制の整備や中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかや、当社への影響、また必要に応じて当該企業との対話の結果等を勘案し総合的に判断し行使します。2021年度の議決権行使については、当該会社の企業価値を毀損する懸念のある提案は無かったため、全て賛成行使しました。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

取締役会は、取締役の競業取引、取締役と会社間の取引および利益相反取引について、その取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、取締役会の事前承認を受けることを「取締役会規程」および「役員規程」に定めております。また、関連当事者間の取引については、関連法令に基づき有価証券報告書に適正に開示しております。

【補充原則2 - 4】

当社は、多様性の確保は企業価値向上の源泉であるとの認識から、企業行動憲章において「従業員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する」ことを宣言しており、また一般事業主行動計画(第5期)において2022年3月までに採用者に占める女性の割合を1/3以上とすることを目標に定め取り組みましたが、採用率は31.2%に止まり未達成となりました。一般事業主行動計画(第6期)においては2025年3月末までに採用者に占める女性の割合を40%以上とすることを目標に、職場環境や体制の整備および各部門への働きかけを進めてまいります。

なお、2025年3月末までの管理職・中核人材の多様性比率の目標値は以下の通りです。

	2022年3月末時点			2025年3月末目標値		
	女性	外国人	中途採用者	女性	外国人	中途採用者
比率(%)	1	0	21	5	2	13
多様性人材(名)	1	0	22	5	2	12
母数(名)		105			96	

当社はその実現に向けて、人事制度の見直しによる働き方の多様性の確保やキャリア開発研修等を通じた候補者の母集団の育成を進めてまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金給付を将来にわたり確実に行うため、運用受託機関から意見を聴取したうえで、長期的な観点から政策的資産構成割合を策定しております。

運用受託機関の選定にあたっては、「年金資産の運用に関する基本方針」を定め、運用実績などの定量評価だけでなく、投資方針、運用プロセス、コンプライアンスなどにも留意しております。

年金資産の運用状況は、四半期に一度、運用受託機関へのモニタリングを適切に行うことにより、従業員利益の最大化に努めております。運用に係る役職員においては、実務や研修等を通じて資質向上に努めており、法令や制度運営に関する情報収集を継続的に行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念、2030年ビジョン、経営の基本方針を2021年1月1日付で以下の通り制定しました。当社は1991年1月に「東華色素化学工業株式会社」から「株式会社T&K TOKA」に社名を変更しましたが、これは創業以来のモットーである「Technology and Kindness: 技術と真心」の頭文字を取って命名されたものです。この社名変更から30年が経過し、人の入れ替わりやさまざまな環境変化がある中で、当社が何を目指しているのか、自分たち役職員は何をやるべきかを明確にし方向性を共有するため、当社が経営を通じて果たすべき使命と目指す姿、基本方針を定義しました。当社は新たな経営理念の下、企業精神の象徴である「Technology and Kindness」をグループ一丸となって推進します。

コーポレート・スローガン
Technology and Kindness

経営理念

「独自のテクノロジー」で「お客様にとって真によいもの」を提供し、社会に貢献する

2030年ビジョン

個人と組織が共に成長し、社会から信頼されるグローバル企業となる

経営の基本方針

1. お客様起点で考え行動し、価値を創造する
2. 自ら成長に努力する社員を支援し、成果を公正に評価する
3. 事業活動を通じて社会課題を解決する

サステナビリティビジョン(長期経営戦略)

当社グループは、2030年に向けて、「経済価値の向上と環境・社会価値の向上を両立し、長期に持続する在り方を構築する」ため、事業面においては「ドメインを明確化、経営資源を適切に配分し、当社グループならではの共通価値を創造」し、その基盤として「事業の持続的成長に必要な不可欠な前提・基盤として、環境・社会価値を維持増強」してまいります。その実現に向けた活動の基本方針を、「差別化した顧客価値を適正な価格で提供し、高い顧客満足を実現する」、「組織と個人の役割をより明確にし、業務プロセスを高品質かつ生産性高く再構築する」といたしました。

当社グループは、2030年ビジョンが指し示している最も大切な姿のひとつを、「株主価値とステークホルダー価値の向上の両立」と捉えており、これを実現するため「UV・EBを中心とする製品ポートフォリオ改革」、「課題解決型ビジネスモデルへの転換」、「サステナビリティ貢献製品へ特化」を3つの長期事業施策として取り組んでまいります。

中期経営計画

「株主価値とステークホルダー価値の向上を両立」に向けたファーストステップとなる第二期中期経営計画「With You toward 2024」(2023年3月期～2025年3月期)の位置付けは「収益力回復と質的成長への基盤整備」であり、概要は以下の通りです。

【経営目標】

	2022年3月期(実績)	2025年3月期(最終年度)
連結売上高	44,456百万円	50,000百万円(参考値)
連結営業利益(率)	228百万円(0.5%)	3,000百万円(6.0%)
親会社株主に帰属する当期純利益	2,651百万円	3,000百万円
自己資本利益率(ROE)	5.8%	6.0%

【事業戦略】

1. お客様価値の創出と提供
・お客様(需要先・代理店等)の課題解決や事業発展に寄与する製品・サービスの拡充
・提供する製品とサービスを一体化、お客様価値を見える化し、価値に応じた価格で提供
2. サステナビリティ課題への貢献
・サステナビリティ貢献製品(省エネ・省資源・安全等)の拡大
・事業活動における温室効果ガス(GHG)排出量の削減

【財務・資本政策】

企業価値向上に向けた取り組み / 新たな企業価値創造; ROE目標6%

1. 収益の改善
・既存事業の構造改革と強化

- ・成長領域における事業育成
- 1 - 1 利益成長
 - ・製品ポートフォリオの適切な管理
 - ・コスト削減による利益率の向上
- 1 - 2 経営資源の配分の最適化
 - ・コア事業及び人材への積極投資
 - ・機動的な人材配置転換
- 2 . バランスシートの改善
 - ・投資戦略の再構築
 - ・資本コストの最適化
- 2 - 1 株主還元強化
 - ・配当性向50%以上の配当実施
 - ・機動的な自社株買いの実施
- 2 - 2 投資・M&A
 - ・投資委員会の議論に基づく規律ある投資活動の実施

[サステナビリティへの取り組み]

経済価値の向上と環境・社会価値の向上を両立し、長期に持続する在り方を構築する

分類	主要課題	取り組み
E	気候変動への影響 環境保全の推進	GHG排出量の削減 TCFD提言の賛同
S	ダイバーシティの推進 従業員エンゲージメント 人権尊重	管理職・中核人材の多様性比率向上 ワークライフバランスの推進 「ビジネスと人権」への取り組み実施
G	ESG経営の推進 公正な事業慣行の推進 グループマネジメントの強化 積極的な情報開示	サステナビリティ委員会による監督強化 倫理的で誠実な取引の実践 管理体制の実効性・有効性向上 記述情報の充実、統合報告書の発刊

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

[基本方針]

当社の取締役の報酬は、短期の業績達成及び中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
取締役の報酬は金銭報酬としての基本報酬、賞与及び株式報酬により構成し、監査等委員である取締役及び社外取締役にについては職務に鑑み、基本報酬のみとする。

個人別の報酬等(業績連動報酬等および非金銭報酬等を除く)の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬は、役位・役職による職責を踏まえた競争力のある報酬水準を設定することで優秀な人材を確保するため、役位によって決まる報酬テーブルに基づき決定する月例の固定報酬とする。

個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に関わる業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、短期インセンティブとしての賞与の他、長期インセンティブとして、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に株式交付信託による株式報酬とし、役位及び業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて支給する。

<業績指標>

2023年3月期:連結当期純利益、連結営業利益率

2024年3月期:連結当期純利益、連結営業利益率

2025年3月期:連結当期純利益、連結営業利益率、自己資本利益率(ROE)

<目標値>

目標となる値は、中期経営計画の当該年度の計画値及び目標値とし、環境変化に応じ報酬委員会の答申を踏まえて見直すことを妨げない。

<支給時期>

賞与:各事業年度定時株主総会終了後2ヶ月以内

株式報酬:原則退任時

個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、株式交付信託による株式報酬とし、3年間237百万円を上限に役位及び業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて、原則退任時に交付するものとする。

報酬等の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針

報酬等の額は役位に応じて高める設定とする。業績連動報酬の額及び非金銭報酬等の額の個人別の報酬等に対する割合は、役位に応じて高める設定とする。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月22日であり、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬等の額は年間3億円以内(うち、社外取締役分は年額30百万円以内)を上限とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、又、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額50百万円以内とする。

取締役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議する。報酬委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決議する。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役候補の選任を行うに当たっては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、当社の取締役として相応しい優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を指名しています。

解任を行うに当たっては、コーポレート・ガバナンス基本方針の第14条6項に該当する事情が生じた場合、解任の審議を行えるものとしております。

社外取締役を含む指名委員会における公正、透明かつ厳正な審査および勧告を経た上で、取締役会で決定されます。

- (5) 取締役会が原則3 - 1(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役候補者の選任理由については、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 1】

取締役会は、取締役会規程において取締役会の決議事項として、会社法等の法令で決定すべき事項の他、株主総会に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、組織人事に関する事項、取締役にに関する重要事項、会社財産等に関する事項、グループ管理に関する事項や経営基本計画等経営上の重要な事項を決定することとしており、また経営陣に対する委任の範囲についても取締役会付議事項として取締役会規程において明確に定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

取締役会は、以下の通り「T&K TOKA独立役員選任基準」を定めております。この基準に基づき、取締役会の諮問機関である指名委員会において、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献と実質的な独立性の両面から審議し、答申を受けた取締役会において決定いたします。

「T&K TOKA独立役員選任基準」

1. 当社の一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であるためには、以下のいずれにも該当する者でなければならない
- (1) 就任前の10年以内において、当社グループ(当社および当社の関係会社をいう、以下同じ)の業務執行者(業務執行取締役及び従業員をいう、以下同じ)でないこと
- (2) 就任前の3年以内において、当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与でないこと
- (3) 就任前の3年以内において、当社の大株主(総議決権の10%以上の株式を保有する者)又はその業務執行者でないこと
- (4) 就任前の3年以内において、当社グループの主要な取引先(当社グループとの取引において、支払額又は受取額が当社グループ又は取引先グループの連結売上高の2%以上を占めている企業)の業務執行者でないこと
- (5) 就任前の3年以内において、当社グループの会計監査人に所属する者でないこと
- (6) 就任前の3年以内において、当社グループから役員報酬以外に、専門的な助言やサービスなどに対して年間1,000万円を超える金銭その他財産上の利益を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他コンサルタント等専門的サービスを提供している者でないこと
- (7) 就任前の3年以内において、当社グループとの間で、社外取締役の相互就任の関係にある先の出身者でないこと
- (8) 就任前の3年以内において、当社グループが年間1,000万円以上の寄付、融資、債務保証を行っている先又はその出身者でないもの
- (9) 就任前の3年以内において、当社の連結総資産額の5%を超える金額の借入先およびその関係会社の重要な業務執行者でないこと
- (10) 独立役員の確保に係る企業行動規範の精神に照らし、実質的に一般株主と利益相反が生じるおそれがない者であること
- (11) 近親者(配偶者、二親等以内の親族)も併せて上記(1)～(10)に該当すること(重要でない者を除く)
2. 独立役員の通算の在任期間は、8年間を超えないことを要する

【補充原則4 - 10】

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役11名のうち独立社外取締役を5名選任しております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに関わる取締役会の機能強化のため、取締役会は諮問機関として、委員の3名中2名を独立社外取締役としかつ独立社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会と指名委員会を設置しております。両委員会は、業務執行取締役の他、企業経営経験者、弁護士、公認会計士と多様な観点を有した構成とすることにより、独立性および客観性を高めております。当該委員会では、取締役および経営陣幹部の選解任、報酬の方針および体系等を審議し、取締役会へ答申する役割を担っており、取締役会は当該答申を最大限に尊重し、決議いたします。

【補充原則4 - 11】

当社の定款において取締役(監査等委員であるものを除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定められております。2022年6月24日時点において、当社の取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)7名(業務執行取締役5名、社外取締役2名)と監査等委員である取締役4名(社外取締役4名)で構成しております。

取締役会は、当社の企業価値向上に向けた経営戦略に照らし、業務執行取締役に必要な経験と専門性と、社外取締役に期待される監督とガバナンスに関連する経験と専門性を特定した上で、取締役会全体を知識、経験、能力のバランス、多様性を持ったスキルセットとしており、招集通知においてスキルマトリックスを開示しております。また、取締役の選任に関する方針・手続きは、当社ウェブサイト上の「T & K TOKA コーポレート・ガバナンス基本方針」に開示しております。

なお、招集通知に記載の通り、独立社外取締役5名のうち2名が他社での経営経験を有しております。

【補充原則4 - 11】

当社は「T & K TOKA コーポレート・ガバナンス基本方針」において、当社の独立社外取締役は、当社以外に2社を超えて他の上場会社の取締役を兼任してはならないことを規定しており、当社の取締役の他の上場会社役員などの兼任数は、合理的な範囲にとどめられております。取締役の重要な兼職状況につきましては、招集通知において開示しております。

【補充原則4 - 11】

当社取締役会は、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高める目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を実施しております。自己評価・分析については、外部機関の助言を得ながら以下の方法で行いました。

取締役会は、各取締役からの職務の執行状況報告に加え、取締役会の構成員であるすべての取締役を対象に指名委員会・報酬委員会を含む取締役会全体の実効性に関わるアンケートを実施しました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、2022年2月の定時取締役会において、分析・議論・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりです。

取締役の員数や構成、取締役会の開催回数、審議項目数時間、議案の数、内容等は適切であり、取締役会は概ね実効的に機能していると評価された一方で、取締役会資料のあり方・特に社外取締役が十分な議論が行える資料への網羅的な情報の記載、取締役会の更なる議論：(1)資本コスト等を勘案した個別の政策保有株式の検証精緻化、(2)経営戦略・経営計画についての収益力・資本効率等を意識した十分な回数の審議の実施、(3)ESG・SDGs等サステナビリティ向上への取り組み・開示についての十分な議論の実施、取締役会のモニタリング機能：グループ全体の内部統制システムの構築および運用状況の十分な監督、株主(投資家)との対話内容の共有と活用：対話状況の十分なフィードバック、等に課題があることを取締役会で共有いたしました。

今回の評価結果を踏まえ、取締役会における建設的な議論をより深め、取締役会全体の実効性の確保及び機能向上に努めてまいります。

【補充原則4 - 14】

当社は、取締役・監査等委員である取締役に対して、当社の経営課題についての認識を深めることはもとより、財務、法令などに関する必要な知識の習得を行うことを目的として、セミナー受講などの機会を適宜提供し、その費用については会社で負担いたします。

監査等委員である取締役においては、日本監査役協会の会員としての諸会議や、セミナー等を通じて、広範な知識の習得を図ってまいります。

社外取締役については、当社の各種行事への参加や国内外の各拠点・工場の見学等を通じて、当社の事業などの知識を習得できる機会を提

供いたします。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との間で建設的な対話を行うことを基本方針としており、株主総会をはじめ、決算説明会、機関投資家とのミーティング等、対話の機会を設けております。

説明会などには、社長やIR担当取締役を含む経営陣幹部・取締役(社外取締役を含む)が合理的な範囲で出席し、株主の声を直接聞くとともに、経営陣幹部自ら当社の経営方針を説明しております。株主の質問・意見は取締役会にて共有の上、適宜対応を検討しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,034,000	8.99
ザ バンク オブ ニューヨーク - ジャスディック トリーティー アカунツ(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,262,200	5.58
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスト ストック ファンド(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	1,125,703	4.98
有限会社コウシビ	1,051,820	4.65
株式会社みずほ銀行	988,200	4.37
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	896,200	3.96
T & K T O K A社員持株会	865,228	3.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	859,300	3.80
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505303(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	842,600	3.73
明治安田生命保険相互会社	756,000	3.34

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

2022年9月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、野村證券株式会社及びその共同保有者が、2022年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。当該報告書の内容は以下のとおりです。なお、消費貸借契約により、ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)はノムラ セキュリティーズ インターナショナル(NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.)から30千株、機関投資家から17千株借入しており、野村證券株式会社へ40千株、機関投資家へ1千株貸出している旨の記載があります。

同じく、ノムラ セキュリティーズ インターナショナル(NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.)は消費貸借契約により、機関投資家から30千株借入れ、ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)へ30千株貸出している旨の記載があります。同じく、野村アセットマネジメント株式会社は消費貸借契約により、ソシエテ・ジェネラル証券株式会社へ4千株、パークレイズ証券株式会社へ0千株、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社へ0千株貸出している旨の記載があります。

氏名又は名称:野村證券株式会社
住所:東京都中央区日本橋一丁目13番1号
保有株券等の数:36千株
株券等保有割合:0.16%

氏名又は名称:ノムラ インターナショナル ピーエルシー
住所:1AngelLane,LondonEC4R3AB,UnitedKingdom
保有株券等の数:24千株
株券等保有割合:0.11%

氏名又は名称:ノムラ セキュリティーズ インターナショナル
住所:WorldwidePlaza309West49thStreetNewYork,NewYork10019-7316
保有株券等の数:-
株券等保有割合:-

氏名又は名称:野村アセットマネジメント株式会社
住所:東京都江東区豊洲二丁目2番1号

保有株券等の数:792千株
株券等保有割合:3.50%

所有株式数合計:854千株
株券等保有割合合計:3.77%

2022年9月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(訂正報告書)により、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド(NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC)及びその共同保有者が、2022年7月25日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称:ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド
住所:イギリス連合王国ロンドン市ロンドンウォール125番地6階
保有株券等の数:420千株
株券等保有割合:1.86%

氏名又は名称:ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー
住所:米国カリフォルニア州90404、サンタモニカ市、クロバーフィールド・ブルヴァード1601、スイート5050N
保有株券等の数:4,260千株
株券等保有割合:18.85%

氏名又は名称:マイケル・ワン・サウザンド・ナイン・ハンドレッド・トゥエンティー・ファイブ・エルエルシー
住所:アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル・カウンティ、ウィルミントン、リトルフォールドドライブ251
保有株券等の数:126千株
株券等保有割合:0.56%

所有株式数合計:4,806千株
株券等保有割合合計:21.27%

2022年9月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)が2022年9月15日現在で1,401千株を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称:エフエムアールエルエルシー
住所:米国02210マサチューセッツ州ボストン、サマー・ストリート245
保有株券等の数:1,401千株
株券等保有割合:6.18%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

_____ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
葉山 彩蘭	学者											
岩本 信徹	他の会社の出身者											
大高 健司	他の会社の出身者											
野口 郷司	他の会社の出身者											
英 公一	公認会計士											
木村 英明	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

葉山 彩蘭		○	——	葉山彩蘭氏は、淑徳大学経営学部専任教授を務めており、企業の社会的責任(CSR)やグローバル経営に関する専門的知見を有しております。過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、CSR視点の反映により、経営の透明性、健全性を高め、企業価値向上への貢献が期待されるため、社外取締役役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
岩本 信徹			——	岩本信徹氏は、上場企業において長年にわたり経営企画・M&A・事業再生に携わり、企業価値の向上に関する幅広い知識と経験を有しております。当社の経営の監督機能、意思決定機能を強化することを通じて企業価値の向上に貢献されることが期待されるため、社外取締役役に選任しております。
大高 健司	○	○	——	大高健司氏は、2015年6月より当社社外取締役を務め、国際的な大企業のグループ会社経営者として豊富な経験と、高い見識によりグローバルな視点を当社の経営に反映させるとともに、独立した立場で監督し、企業価値の向上に貢献しております。この実績を鑑み、引き続き、取締役会の機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
野口 郷司	○	○	——	野口郷司氏は、2017年6月より当社社外取締役を務め、金融人、経営者として豊富な知識と経験が当社の経営の監督機能、意思決定機能を強化することに活かされ、経営の透明性、健全性の確保を通じて企業価値の向上に貢献しております。この実績を鑑み、引き続き、取締役会の機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
英 公一	○	○	——	英公一氏は、2019年7月より当社社外取締役を務め、公認会計士としての企業会計等に関する専門的知識と豊富な経験が当社の経営及び監査・監督機能に活かされ、取締役会の監督機能や意思決定機能の強化に貢献しております。過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これまでの実績を鑑み、引き続き、取締役会の機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
木村 英明	○	○	——	木村英明氏は、法律家として企業法務等に関する専門的知識と豊富な経験を有しております。過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、専門的知見・経験と経営から独立した視点が、当社の経営の監督ならびにコーポレート・ガバナンス強化に活かされ、経営の透明性、健全性の確保を通じて企業価値の向上に貢献し、取締役会の監督機能を強化することが期待されるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する兼務の使用人を1名配置しております。なお、当該使用人の独立性を確保するため、任命・評価・異動・懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。また、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役(監査等委員である取締役を除く)等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査の状況については、内部監査室を設置し、人員は室長1名および同室員2名で構成されており、内部監査規程に則って内部監査を計画的に実施しております。同様に、内部統制についても各委員会と緊密な連携を保ち、内部監査を計画的に実施しております。

監査等委員会と内部監査室は、定例連絡会を毎月開催して、内部監査室の監査計画や監査結果、内部統制運営評価状況等の報告を受け、意見交換を行って、意思疎通と情報交換を行っております。

また、監査等委員会および内部監査室と会計監査人の連携につきましては、緊密な連携を保ちつつ、監査等委員会は監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、内部監査室は内部監査の年間計画、監査手続き、監査結果の利用等について協議を行い、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。

なお、監査等委員の英公一氏は、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査はEY新日本有限責任監査法人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正性に努めております。2021年度の公認会計士監査については、指定有限責任社員の吉田英志氏、原山精一氏の他、公認会計士、その他を含め合計41名の監査従事者によって、公正不偏な立場で実施されております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

経営の透明性・客観性をより高めるため、社外取締役を主たる委員とする指名委員会および報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、取締役および経営陣幹部の選解任、報酬委員会は報酬の方針および体系等を審議し、取締役会へ答申する役割を担っており、取締役会は当該答申を最大限に尊重することといたしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2022年6月24日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、長期インセンティブの業績連動報酬として株式交付信託制度を導入し、譲渡制限付株式報酬制度およびストックオプション制度を廃止いたしました。

株式交付信託制度は、役位及び業績目標の達成度に応じたポイントが取締役の在任期間中に累積され、取締役の退任時に累積ポイント数に応じた当社株式が交付されます。最終的に当社株式を交付することから、実際の報酬額が当社株価の影響を受けることとなり、取締役の当社業績達成への動機付けを強めるだけでなく、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することが本制度の特徴となっております。

その他の業績連動報酬として、短期インセンティブ報酬（現金報酬）である賞与があり、その業績指標および目標値は株式交付信託と同一です。

＜業績指標＞
2023年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率
2024年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率
2025年3月期：連結当期純利益、連結営業利益率、自己資本利益率（ROE）

＜目標値＞
目標となる値は、中期経営計画の当該年度の計画値及び目標値としております。

＜支給額および支給ポイント＞
当社が取締役会で定める規程に基づき、「役位別の支給額×業績達成度合いに応じた係数×業績指標の比重」に依り算定されます。

＜支給時期＞
賞与：各事業年度定時株主総会終了後2ヶ月以内
株式報酬：原則退任時

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、有価証券報告書で全取締役（社外取締役を除く）の総額を開示しております。なお、2022年3月期における当社の取締役に対する役員報酬は、取締役（社外取締役を除く）に支払った報酬1億50百万円、社外役員に支払った報酬28百万円、合計で1億78百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定し、株主の長期的利益に連動するとともに、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしております。なお、社外取締役については、基本報酬のみとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会にて、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、取締役(社外取締役を除く)に対する取締役退職慰労金制度は、2013年6月21日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専従のスタッフは配置しておりませんが、必要に応じて取締役会事務局が対応しております。なお、取締役会等重要会議の開催に際しては、事前に資料を配布し、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は代表取締役および業務執行取締役5名、非業務執行取締役2名、および監査等委員である取締役4名の合計11名により構成され、経営の透明性、公平性を高めるために、そのうち6名を社外取締役としております。原則として毎月1回開催し、代表取締役社長が議長を務め、業務執行に関する重要事項を審議し、議決いたします。また、当社は、コーポレート・ガバナンスの柱である取締役の指名・報酬の決定について、透明性・客観性を高めるため、取締役会の下に独立社外取締役を主たる委員かつ委員長とする指名委員会および報酬委員会を設置し、社外取締役が関与する体制を構築しております。

2. 経営会議・執行会議

経営会議・執行会議は、経営および業務執行の基本政策および方針に係る事項の審議並びに各部門の重要な執行案件について審議いたします。経営会議・執行会議に付議された議案のうち、必要なものは取締役会に送付され、その審議を受けております。

3. 監査等委員会

監査等委員会は社外取締役4名の監査等委員によって構成されており、監査等委員会規程に基づき、原則として毎月1回開催し、重要事項について報告し、協議、決議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現状の体制を採用している理由は、社外取締役が客観的・中立的な視点から当社の経営を監視するとともに、監査等委員会が内部監査部門である内部監査室と連携することによって業務の適正性を確保していると考えているためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	国内外の機関投資家の議決権行使環境の向上のため、第74回定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算時および本決算時に、機関投資家・アナリスト向けに「決算説明会」を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、プレスリリースを掲載しております。	

IRに関する部署(担当者)の設置	財務部
その他	不定期ではありますが、個人投資家向けに説明会を開催しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ウェブサイトにて、TOKAグループ企業行動憲章を開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2002年にISO14001の認証を取得、翌年から毎年、環境報告書を発行、環境保全活動、CSR活動の一助としております。また、2010年埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき地球温暖化対策計画を提出、実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	TOKAグループ企業行動憲章にて、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適切かつ公正に開示する。」旨を規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、コンプライアンスポリシー(企業行動憲章)を定め、それを全ての取締役および使用人に周知徹底します。
- (2)当社は、コンプライアンス担当取締役を責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、当委員会がコンプライアンス基本規程を取締役および使用人に周知徹底させ、法令等を遵守することを確保する体制を整備します。また、定期的にコンプライアンスプログラムを策定し、それを実施します。
- (3)当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、文書管理規程の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を行うとともに、必要に応じて、規程の見直し等を行います。
- (2)取締役または内部監査室が情報を求めたときは、担当部署は、速やかにその情報を提供します。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1)各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を取締役会に報告します。
- (2)当社は、リスク管理担当取締役を責任者とするリスク管理委員会を設置し、当委員会がリスク管理規程を定め、リスク管理体制の構築および運用を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況等を監督します。
- (2)取締役会の決定に基づく業務の執行は、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、各々の責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めます。
- (3)業務の運営については、毎期年頭に部門毎に業績目標を含む数値目標の設定を行い、四半期毎に目標達成度をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保します。

5. 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)グループコンプライアンスポリシーを定め、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めます。
- (2)社内規程「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ会社を管理・指導する組織を設置し、毎月、各当社グループ会社から実績報告書を受領するとともに、当社グループ会社間の相互理解と協調を図る観点からグループ会議を実施します。
- (3)当社グループ会社の事業特性に応じ、品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益・大規模災害等の主なりリスクに対応するための社内規程を当社グループ会社が整備することを推進し、当社グループ会社におけるリスクマネジメント体制を構築します。
- (4)当社の内部監査部門は、「関係会社管理規程」等に基づき、当社および当社グループ会社の監査を行い、報告します。また、内部統制部門による財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価などにより、業務の適正を検証します。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1)監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人(監査等委員会スタッフ)を置くことを求めた場合、必要なスタッフを配置します。
- (2)監査等委員会は、監査等委員会スタッフに対し、監査業務に必要な事項を命令することができます。
- (3)内部監査室は監査等委員会との協議により監査等委員会の要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。

7. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

- (1)監査等委員会スタッフの任命、評価、異動、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。また、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令のみに服し、取締役(監査等委員である取締役を除く)等からは指揮命令を受けず、報告義務もないものとします。

(2)監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室職員は、その命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く)、内部監査室長等の指揮命令を受けません。

8. 当社および当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社および当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人等による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。

(2) 当社および当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人等は、前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができます。

(3) 当社の監査等委員会がその職務の執行に必要なものとして報告を求めた事項については、当社および当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)または当該部署が速やかに監査等委員会に報告します。また、監査等委員会は、監査に必要な各種重要会議に出席し、また稟議書等の重要な情報の閲覧を行うこととします。

(4) 当社の監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ会社において徹底します。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人の監査等委員会に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めます。

(2) 当社は、監査等委員会と代表取締役社長、業務執行取締役、重要な使用人、会計監査人との不定期な意見交換会を開催すること、また、内部監査室との緊密な連携を行うことにより、監査等委員会監査の実効性が高まるように努めます。

(3) 当社は、監査等委員が監査等委員会の職務執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに支払います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「TOKAグループ企業行動憲章」に基づき、反社会的勢力および団体とは決して関わりをもたず、また、これらから圧力を受けた場合は毅然とした対応をとることを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力等への対応に関する統括部署を総務部として、関係行政機関等との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集等に努め、また、反社会的勢力排除に向けた社内啓発活動を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

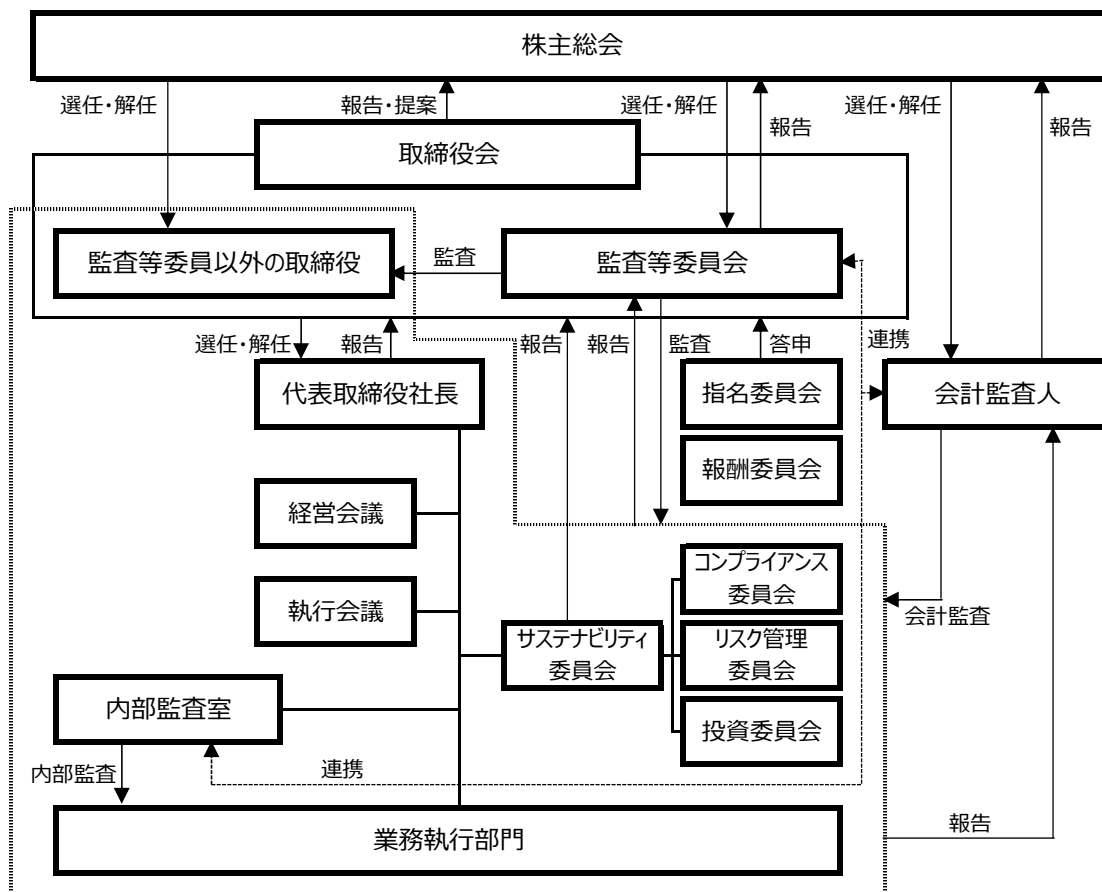
当社の会社情報の適時開示につきましては、金融商品取引法の関係法令および証券取引所規則に則り、迅速かつ信頼のおける会社情報を投資家、株主、証券アナリストなどの証券市場参加者に開示し、すべての市場参加者が平等に当社の開示情報を入手できるように努めております。

また、開示義務の必要性のない情報につきましても、証券市場参加者にとって有用であると判断される情報につきましては、積極的かつ公平に開示していくことにしております。

当社の社内体制につきましては、会社情報取扱責任者として、担当取締役がその任に当たっております。適時情報開示の対象となる重要情報につきましては、会社情報取扱責任者に集約されており、当該情報について入手後、開示情報を必要とする重要な情報については社長の決済を受けます。

この決済を受けた情報につきましては、取締役会に報告の上、開示されることになります。重要事項の開示につきましては、上場企業として当然の責務と考えておりますので、手続き上可能な限り迅速にディスクローズできる体制を整備しつつ、決算発表日につきましても、財務部門の人材を強化し、積極的に早期化に取り組んでおります。

IR活動につきましては、証券市場における正当な評価を得ることの重要性に鑑み、担当取締役が率先して取り組んでおり、決算発表後の決算説明会の開催、証券アナリストの取材、工場見学会の開催などにより、当社の情報を継続的に伝えるために積極的に取り組んでおります。



【参考資料：適時開示体制】

